

平成 30 年富良野市教育委員会第 3 回定例会

開催年月日	平成 30 年 6 月 27 日（水） 午後 4 時 27 分開会
開催場所	富良野図書館 3 階教育委員会室
出席委員	教育長 近内 栄 一 <small>教育長職務代理者</small> 宮本 鎮 栄 委員 吉田 幸 男 委員 津山 正 樹 委員 菅野 義 則
欠席委員	なし
説明のために出席した者の職氏名	教育部長 亀 淵 雅 彦 学校教育課長 佐 藤 清 理 学校教育課管理係長 石 坂 征 和
議事日程	日程第 1 会期の決定について 日程第 2 議案第 1 号 富良野市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について 報告第 1 号 平成 30 年度一般会計予算の補正報告（専決処分）について 報告第 2 号 富良野市教育委員会職員等の人事異動報告（専決処分）について
会議録署名委員の氏名	委員長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。 津山 正 樹 委員
傍聴人	なし

議事の経過

開会 午後 4 時 27 分

近内教育長

定例会開会前に教育部長より説明があります。

亀淵教育部長

本日の教育委員会会議の開会前にご報告がございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条の規定による経過措置が終了し、6 月 14 日から、新しい教育委員会制度に移行したことになります。また、平成 30 年第 2 回臨時市議会において、市議会の同意を得て、同月 5 日付けで、近内教育長が任命されたところがございます。新しい教育委員会制度においては、委員長の職が廃止され、委員長と教育長が一体化された、いわゆる新教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなっておりますことから、今後の議事進行については、近内教育長

が行うこととなりますのでよろしくお願いいたします。

近内教育長

只今より平成 30 年富良野市教育委員会第 3 回定例会を開会いたします。

まず、この機会に一言ご挨拶させていただきます。

このたび、議会の同意を得まして北市長より新しい制度のもとでの教育長ということで任命をいただきました。任期は、これから 3 年間ということで、この 1 期目の 4 年間教育長として「すべては子どもたちのために」そして「すべての子どもたちのために」ということで、教育だけではなく児童福祉を含めて一体的に富良野の子どもたちをどういった環境でもしっかり育てていくという気持ちで、取り組んできました。この度、新しい制度のもとで教育長ということですが、これまで委員長の吉田委員の仕事も合わせて受け持つ形で、非常に重責を感じています。微力ではありますが、これからも引き続き富良野の子どもたちのために、ご支援、ご協力をお願いして挨拶いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

近内教育長

それでは、本日の会議録署名委員を指名する前に、私からご報告があります。

改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項では、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と規定されております。したがって、私が委員の中から教育長職務代理者を指名することとなっておりますことから、6 月 14 日付で、教育長職務代理者に宮本委員を指名いたしました。この機会に宮本委員から一言いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

宮本教育長職務代理者

僭越ながら職務代理ということで拝命したいと思います。みなさまのお力添えを賜りながら教育長もそうです職務代理も成り立つものだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

近内教育長

それでは、本日の会議録署名委員には津山委員にお願いいたします。

次に、教育長事務報告をお願いします。

亀淵教育部長

平成 30 年 4 月 16 日から平成 30 年 6 月 26 日までの事務報告をいたします。お手元の資料に基づき、主だったものについてご説明いたします。

4 月 16 日、第 2 回富良野市教育委員会定例会、4 月 17 日、沿線教育長会議総会が開かれています。5 月 9 日、緑峰高等学校の間口削減に伴う学科再編協議を北海道教育委員会に行っています。5 月 17 日～18 日、第 70 回全国都市教育長協議会岩手大会に参加しています。5 月 23 日、富良野市議会第 2 回臨時会、少年の主張大会に参加しています。5 月 28 日、いじめ問題対策連絡協議会、6 月 4 日、第 2 回第 6 地区教科用図書採択教育委員会協議会、6 月 6 日、山部地区教育懇話会、6 月 8 日、上川中央地区・富良野地方中体連陸上競技大会、6 月 20 日、第 1 回中高連絡協議

近内教育長

会に参加しております。

以上です。

只今の教育長事務報告について、何点か補足説明をさせていただきます。

5月9日の緑峰高等学校の間口削減に伴う学科再編協議ですが、昨年の12月に富良野市長と私が北海道及び北海道教育委員会に出向き、学科再編に係る要望を提出しています。その後どのような形で学科再編が進むのかを道教委に出向き説明を求めています。道教委から6月5日に学科再編の案を出し、その中身については緑峰高校の商業系の2学科を再編して、総合ビジネス科にするということでした。昨年の12月に要望した内容に沿った形となっています。総合ビジネス科の中で観光に係る科目設定、コース設定が出来るようにこれから進めるという説明でした。現在、緑峰高校でその方向に向けてカリキュラム編成ができるのかを検討していると伺っております。道教委から案は示されていますが、正式な決定はこれから7月の地区ごとの意見交換会の後、パブリックコメント行い、9月の北海道教育委員会会議で決定されることとなります。

次に、5月23日の富良野市議会第2回臨時会にて新しい教育長として私が議会の同意を受けました。また、この日の少年の主張大会で最優秀賞として樹海中学校3年生の石上さんが選ばれ、7月19日の上川大会に出場します。内容としては、コミュニケーションの大切さについて、しっかり表現していました。これから国際社会が進展する中、大切なことがテーマになってくると考えています。

5月28日のいじめ問題対策連絡協議会が開催され、児童民生委員連絡協議会の会長から積極的にコミュニティ・スクールやさまざまな地域の取組に参加して、協力していきたいとの力強いご意見がありました。

6月4日の第2回第6地区教科用図書採択教育委員会協議会では、来年から使う中学校での道徳の教科書を選定する協議会で、決定するのが遅くとも8月上旬を予定し、それを受け8月下旬の富良野市教育委員会定例会にて決定する予定となっています。

6月6日の山部地区教育委員会懇話会では、山部中学校の閉校にあたってのこれからのスケジュール等について話題がありました。今後については、山部小・中学校のPTAが窓口となり教育委員会と具体的な話し合いを行っていくことになっています。

6月8日の上川中央地区・富良野地方中体連陸上競技大会は、昨年までは分かれて行っていましたが、少子化により、中体連の本来の目的である競い合うことを考えると再編を行い、今年から合同で旭川にて行っています。富良野地区から参加した選手は、非常に素晴らしい成績で7月下旬の函館の全道大会に出場する選手が多数出ています。

6月20日の第1回中高連絡協議会では、中学校と高校の校長・教頭が参加し、中高連携による市内中学生の円滑な地元高校への進学、進学後の学習環境の充実を図

るため意見交換を行っています。これまでもその成果が、富良野高校、緑峰高校で地元の中学生が進学し、それぞれ活躍しているという結果が出ています。今後もさらに強化し進めて行きます。

近内教育長

このことにつきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、次に進みます。

これより 議題に入ります。

日程第一 会期の決定についてお諮り致します。

会期については、本日一日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、只今お諮りのとおり決しました。

日程第二に移ります。

報告第1号「平成30年度一般会計予算の補正報告（専決処分）について」、報告第2号「富良野市教育委員会職員等の人事異動報告（専決処分）について」ですが、その性質上、地方行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により秘密会といたしたいと思っておりますがいかがですが。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

異議なしと認め、報告第1号及び報告第2号については、秘密会とし、他の議案の後に審議することといたします。

議案第1号を議題とします。

議案第1号「富良野市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第1号 富良野市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、本年6月14日から新教育長が就任することに伴い、改正後の「富良野

市教育委員会教育長に対する事務委任規則」が適用されることとなりますので、同規則第 2 条各号に規定する中、新教育長に委任できない事務について文言整理をするものでございます。

以下、条を追ってご説明申し上げます。

同規則第 2 条中、第 1 号を「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。」に、第 3 号を「委員会規則その他委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。」に、第 5 号を「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。」に、第 6 号を「教科用図書の採択に関すること。」に、第 8 号を「委員会及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。」に、第 10 号を「条例又は委員会規則に基づく委員会表彰の受賞者の決定に関すること。」に、それぞれ修正するものでございます。また、同条中、第 11 号及び第 16 号を削除し、以下の号をそれぞれ繰り上げるものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声》

近内教育長

無ければ、議案第 1 号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
これより秘密会といたします。

閉会 午後 4 時 5 2 分